

身元保証人と後見人について（2）

もうひとつよく受けるご質問に、「後見人になると、身元保証人にはなれないのでは？」ということがあります。

確かに、弁護士や司法書士が成年後見人等に就任している場合、同時に高齢者施設などでの「身元保証人」になることないでしょう。せっかく後見人が付いても身元保証人になってくれないという事実を知って、ショックを受ける方も多いかもしれません。



なぜ、後見人は身元保証人にはなれないのでしょうか。答えは、「利益相反になる可能性があるから」です。

後見人の業務の一つの大きな柱は、「本人の財産を管理して守ること」、そして、身元保証人としての業務の一つに「債務保証」があります。この2つが理論上、「利益相反」に結び付いてしまうのです。

たとえば、入居者本人のお金が足りなくなり、老人ホームの利用料が支払えなくなったとします。すると老人ホームは、未払の利用料を身元保証人に請求し、身元保証人は自分自身の財産から、入居者本人の利用料を支払います。その後、身元保証人は、入居者本人に対し、立替えて支払った利用料の返還請求をすることになります（これを「求償権」といいます）。この場合、身元保証人が同時に成年後見人だったとしたら、入居者本人の財産を管理して守る役割の成年後見人が、入居者本人に対して「求償権」による返還請求をすることになるのです。これは、成年後見人としての立場と、身元保証人としての立場の双方の利益が相反した状態です。

ただし、これは理論的な机上の話であり、実際には、「本人の財産を管理して守る」仕事をする成年後見人がついているのなら、そもそも老人ホームの利用料が未払になることなどあってはならないことです。そうなる前に、より安価が老人ホームに転居させるなどして、本人の財産と生活を守らなければならないのです。

いずれにしても、裁判所が選任した後見人が付いたら、身元保証人にはなってくれない・・・ということになれば、身元保証人を家族・親族に頼めない・頼みたくない人にとっては、大きな不安材料になってしまうことでしょう。

しかし、ご安心ください。OAG ライフサポートでは、「見守り等事務委任契約」と「任意後見契約」を組み合わせることにより、たとえ入居者ご本人の判断力が低下して、OAG ライフサポートが任意後見人になったとしても、OAG ライフサポートは「見守り等事務委任契約」の残存する効力によって、身元保証人という立場をお引受けできる契約構造になっています。このやり方で、これまで家庭裁判所の監督上、問題になったことは一度もありません。そして実務上、任意後見人として、ご本人が老人ホームの利用料が未払になってしまうことなどないように、しっかりと財産管理をしていきます。 つづく